令第百二十九条の二第一項の認定に係る評価	
床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	百五十七万円
床面積の合計が五万平方メートルを超え、十万平方メートル以内のもの	百九十三万円
床面積の合計が十万平方メートルを超え、二十万平方メートル以内のもの	二百二十万円
床面積の合計が二十万平方メートルを超えるもの	二百五十万円
令第百二十九条の二の四第一項第三号ただし書の認定に係る評価	四十六万円
加熱開始後二十分間、き裂その他の損傷を生じないものであることを確かめる場合	百八十八万円
令第百二十九条の二の四第一項第七号ハの認定に係る評価	
加熱開始後四十五分間、き裂その他の損傷を生じないものであることを確かめる場合	百九十一万円
加熱開始後一時間、き裂その他の損傷を生じないものであることを確かめる場合	百九十四万円
令第百二十九条の二の四第二項第三号の認定に係る評価	四十六万円
令第百二十九条の二の六第三号の認定に係る評価	四十六万円
令第百二十九条の四第一項第三号（令第百四十四条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の認定に係る評価	百三十八万円
令第百二十九条の八第二項の認定に係る評価	百十二万円
令第百二十九条の十第二項の認定に係る評価	百三十六万円
令第百二十九条の十第四項の認定に係る評価	
令第百二十九条の十第三項第一号に掲げる安全装置の機能を確保することができるものであることを確かめる場合	百四十四万円
令第百二十九条の十第三項第二号に掲げる安全装置の機能を確保することができるものであることを確かめる場合	百十二万円
令第百二十九条の十二第一項第六号の認定に係る評価	百四十四万円
令第百二十九条の十二第二項の認定に係る評価	百三十八万円
令第百二十九条の十二第五項の認定に係る評価	百三十六万円
令第百二十九条の十三の二第三号の認定に係る評価	四十六万円

令第百二十九条の二第一項の認定に係る評価	
床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	九十二万円
床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	百十三万円
令第百二十九条の二の四第一項第三号ただし書の認定に係る評価	四十一万円
加熱開始後二十分間、き裂その他の損傷を生じないものであることを確かめる場合	百十七万円
令第百二十九条の二の四第一項第七号ハの認定に係る評価	
加熱開始後四十五分間、き裂その他の損傷を生じないものであることを確かめる場合	百十九万円
加熱開始後一時間、き裂その他の損傷を生じないものであることを確かめる場合	百二十一万円
令第百二十九条の二の四第二項第三号の認定に係る評価	四十一万円
令第百二十九条の二の六第三号の認定に係る評価	四十一万円
令第百二十九条の四第一項第三号（令第百四十四条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の認定に係る評価	五十一万円
令第百二十九条の八第二項の認定に係る評価	三十一万円
令第百二十九条の十第二項の認定に係る評価	四十一万円
令第百二十九条の十第四項の認定に係る評価	
令第百二十九条の十第三項第一号に掲げる安全装置の機能を確保することができるものであることを確かめる場合	七十二万円
令第百二十九条の十第三項第二号に掲げる安全装置の機能を確保することができるものであることを確かめる場合	三十一万円
令第百二十九条の十二第一項第六号の認定に係る評価	七十二万円
令第百二十九条の十二第二項の認定に係る評価	五十一万円
令第百二十九条の十二第五項の認定に係る評価	四十一万円
令第百二十九条の十三の二第三号の認定に係る評価	四十一万円